

介護保険特定福祉用具購入
受領委任払いの手続きについて

鏡石町福祉こども課

※特定福祉用具購入に必要な書類のみご覧になりたい方は[こちら](#)

介護保険特定福祉用具購入 申請・受領委任払いの手続き

1 名簿への登録

受領委任で行う事業者は、名簿に登録させていただくため、次の手続きを経る必要があります。

- (1) 「特定福祉用具購入費申請・受領委任払いについての承諾書（様式第2号）」、
- (2) 「特定福祉用具購入費受領委任払い取扱事業所業務概要等（変更）届出書（様式第3号）」の提出が必要となります。

名簿への登録は、事業所（支店、営業所等）ごとになります。したがって、一社で複数の事業所を登録する場合は、「特定福祉用具購入費受領委任払い取扱事業所業務概要等（変更）届出書（様式第3号）」を事業所ごとに提出してください。（承諾書は事業所ごとではなく1部で可）

「特定福祉用具購入費申請・受領委任払いについての承諾書（様式第2号）」については、法人の場合には、代表者（代表取締役、支社長、支店長等）の署名・捺印が必要です。営業所長、出張所長等は代表者とは認められません。

また、届出事項に変更があった場合は、すみやかに変更の届出を行ってください。

2 利用者からの依頼

- (1) 特定福祉用具販売事業者への依頼

特定福祉用具の購入を考えている利用者は、特定福祉用具販売事業者を選び、直接購入を依頼します。町が、特定の特定福祉用具販売事業者を推奨することはありません。

- (2) 利用者の資格等の確認

利用者からの依頼があった時には、事業者は利用者の「介護保険被保険者証」を見て、

- ①利用者が町の被保険者であるか、
- ②要支援又は要介護認定を受けているかどうか、

について確認してください。

- ①及び②を満たしていない場合は、保険給付の対象とはなりません。

また、併せて被保険者証の給付制限の欄に、「支払方法の変更」、「保険給付差止」の記載がなされていないか確認してください。同欄に記載がなされている場合には、受領委任払いの対象とはなりません。

上記を満たしている場合であっても、保険給付額が異なってきますので、予め確認する必要があります。

(3) 保険給付の特例

被保険者証の給付制限の欄に、「給付額減額」等の記載がなされている場合には、当該利用者の保険給付は特定福祉用具購入費の9割ではなく7割の扱いとなります。

また、災害等の特別な事情があるときには、利用者の負担割合（1割分）が減免される場合があります。減免を受けた場合には、被保険者証の他に「介護保険利用者負担額・免除認定証」が交付されます。

自己負担額の計算の際にはご注意ください。

(4) その他

名簿に登録されている特定福祉用具販売事業者は、正当な理由なく、受領委任払いによる特定福祉用具の販売の提供を拒むことはできません。

また、当該特定福祉用具を申請・受領委任払いにて行う場合、その見積書を作成して利用者又は担当ケアマネジャーに発行し、了承を得ること。

なお、利用者等へ了解を得た後、町へ見積書等を提出し、了解を得ることが必要です。その見積書には、当該特定福祉用具の名称及び個所、特定福祉用具に要する費用（保険給付分及び自己負担分の内訳の見込を含む）並びに施工事業者名、連絡先等を明記することも必要です。

利用者が希望する場合には、複数事業者から見積もりを取ることも可能です。

3 事前相談・確認

◎ケアマネジャー・地域包括支援センターへの事前相談・確認

要介護者・要支援者の様々な介護（予防）サービス等に係るケアマネジメントはケアマネジャーまたは地域包括支援センターが行っているため、利用者・特定福祉用具販売事業者はどのような特定福祉用具が望ましいか等について、必ず購入前にケアマネジャー等に相談・確認をするものとします。

4 販売

特定福祉用具の販売の際は、利用者に総費用額から保険給付される金額を除いた額を請求してください。受領後、領収証を交付してください。

あわせて、特定福祉用具販売事業者は、保険給付される分についての申請・受領の委任を利用者から受けます。

5 申請・受領委任払い

特定福祉用具販売事業者は、福祉こども課で保険給付の償還手続きを行います。この際、必要な書類は次のとおりです。

【事前申請に必要な書類】

- (1) 見積書
- (2) 販売する福祉用具のわかるカタログ

【購入後の申請に必要な書類】

- (1) 介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）
- (2) 利用者に対して発行した領収証の写し

◎ 申請を受理してから約1か月後に販売事業者の口座に振り込まれます。